

情報リソースを提示する 「によれば文」における 文末表現の有無

田中 佑

◆要旨

本稿では、情報リソースを提示する「によれば文」について考察を行い、以下の2点を主張した。I) 「によれば文」には、「主節で示される情報内容が情報リソースの発した認識文と解釈される場合には「という」などの文末表現が必要になる」という意味論的な制約と、「情報内容に対する確信度が低い場合には「という」などの文末表現が必要になる」という語用論的な制約がある。II) 「という」などの文末表現が含意する「自分は直接知らないが」という意味は、情報内容に対する批判的な立場の表明に結び付くことがあるため、文末表現ありの「によれば文」は、文末表現なしの「によれば文」に比べ、先行研究を批判的に捉える文脈で用いられやすい。

◆キーワード

「によれば／によると」、文末表現、日本語アカデミック・ライティング、論の展開、批判と援用

◆ABSTRACT

The purpose of this paper is to analyze the presence or absence of sentence-final expressions in “*ni-yoreba* sentences” that present information resources; The following claims are made: I) Sentence-final expressions are obligatory in “*ni-yoreba* sentences” due to semantic and pragmatic constraints. The former exists in cases where the information resource creates the information content in the main clause. The latter exists in cases where the writer or speaker of the sentence is unsure about the information content. II) The implied meaning in sentence-final expressions that “I don’t know firsthand” can be extended to express a critical position vis-à-vis the information content. For this reason, “*ni-yoreba* sentences” accompanied by sentence-final expressions are more readily used when criticizing previous research than “*ni-yoreba* sentences” where sentence-final expressions are absent.

◆KEY WORDS

ni-yoreba/ni-yoruto, sentence-final expressions, academic writing in Japanese, developing an argument, criticism and reference

Presence or Absence of Sentence-final Expressions in “*ni-yoreba* Sentences” that Present Information Resources

YU TANAKA

1 はじめに

本稿で取り上げるのは、次に示すような、主節が他者による情報であることを表す「によれば／によると」を用いた文（以下、「によれば文」^[註1]）である。

- (1) ミーダー（1928）によれば、ドイツ・ナチは、ユダヤ人迫害のための思想宣伝の一環として、計画的にことわざを利用した。（LBg3_00104）^[註2]
- (2) 中島（1983）によれば、「寝たきり」の重症児は、背中の触刺激を通して、外界を把握しているという。（PB33_00221）

以下、「によれば」の前の名詞を「情報リソース」、「によれば」が修飾する主節を「情報内容」と呼ぶ。

「によれば文」には、情報内容をそのまま示す場合（＝（1））と、伝聞であることを明示する「という」などの文末表現が付される場合（＝（2））とがある。両者はともに、日本語アカデミック・ライティング（以下、JAW）教育において、情報内容が「引用」^[註3]されたものであることを示す形式として、必ずと言っても過言ではないほど、取り上げられる重要な形式である。しかし、この2つの形式の相違については、既存の教材には説明が見られず、また、文法研究においても十分な検討がなされているとは言い難いのが現状である。

以上を背景とし、本稿では、情報リソースを提示する「によれば文」について、文レベル・テキストレベルから考察を行い、JAW教育に応用可能な記述を提示することを目指す。

2 先行研究とその問題点

本節では、永井（1998）の分析を概観し、先行研究における「によれば文」の文レベルの分析に関する問題点を指摘する^[註4]。

2.1 永井（1998）の概観

永井（1998）は、伝聞を表す文末表現「という」の報道文における使用条件を検討したものである。しかし、文レベルの考察には「によれば文」を用いているため、「によれば文」における「という」の生起に関する文レベルの条件を検討した研究としても位置付けることができる。

永井（1998）による指摘の中で最も重要なものは、①「によれば文」における「という」の使用には情報リソースの判断が関係している、という指摘である。次の例^[註5]を見られたい。

- (3) a. 目撃者によると、犯人は左手で被害者を刺した {0 / という}。
b. 遺体を解剖した監察医によると、犯人は左手で被害者を刺した {*0 / という}。^[註6]（永井1998:22）

(3) について、永井（1998）は、仁田（1991）の「現象描写文」と「判断文」の区別を援用し、情報リソースが情報内容を発する段階において、(3a)の情報内容は「目撃者」が自身の目の前で起きた事態について述べた現象描写文であるのに対し、(3b)の情報内容は「監察医」が判断を下して述べた判断文であるとする。そして、判断という過程が加わる後者の場合は、「によれば文」を発する話し手と情報内容として表される事態との間に距離ができるため、「という」の使用が義務的となると述べている。

加えて、永井（1998）は、②情報内容が未成立の事柄の場合には「という」の使用が義務的になること（＝（4a））、③情報リソースに情報内容を確言する資格がないと捉えられる場合（確信度が低い場合）には「という」の使用が義務的になること（＝（5a））、④報道文において政府の公的な発表や裁判中の発言内容を伝える場合（確信度が高い場合）には「という」が使用されにくいこと、の3点を指摘している。

- (4) a. 警察庁によると、道交法の改正で交通事故が1割減少する {*0 / という}。

- b. 警察庁によると、道交法の改正で交通事故が1割減少した {0 / という}。 (永井1998:25)
- (5) a. 首相宅の家政婦によると、現首相の続投が決定した {*0 / という}。
 b. 首相宅の家政婦によると、現首相は毎日母親の見舞いに行く {0 / という}。 (永井1998:24)

2.2 永井 (1998) の問題点

情報リソースによる判断の有無、換言すれば、情報内容の文の種類 (現象描写文か判断文か) が「によれば文」における「という」の生起に関与するという永井 (1998) の指摘は示唆に富むものである。しかし、仁田 (1991) のいう現象描写文は無題文であるため、情報内容が有題文「犯人は左手で被害者を刺した」である (3b) を現象描写文と捉えるのは適切ではない。また、(6) に示す「近接未来の徴候を表す文」のように「によれば文」には生起できない現象描写文も存在する。

(6) *駅員によれば、(あっ,) 荷物が落ちる。 [註7]

よって、「によれば文」の分析に現象描写文を用いることはできない。

また、永井 (1998) が指摘した現象には意味論レベルで論じるべきもの (①②) と語用論レベルで論じるべきもの (③④) が混在しており、整理を要する。

以上を踏まえ、次節では、「によれば文」が示す言語現象を意味論的な制約に基づくものと語用論的な制約に基づくものに分けた形に記述し直していく。

3 「によれば文」の意味論的制約と語用論的制約

本節では、大木 (2017) による「認識文」と「伝達文」という区別を援用し、2節で述べた先行研究の問題点を解決していく。

大木 (2017:118) は、田野村 (1990:785) の「判断」の定義「かくかくしかじかである、かくかくしかじかであろうと判定をくださること」を踏まえた上で、「田野村のいうような「判断」をおこなうということは、認識を新たにするという

ことのうちに含まれるとってよい」とし、「その文を発することで認識を新たにする文、認識を新たにすることをあらわす文、あるいは認識をした内容を言語で象る文」を「認識文」、それとは反対に「新たな認識のない文、つまり、〈中略〉話者のもっている知識・情報を聞き手に伝達する文」を「伝達文」と呼んでいる。この認識文と伝達文の区別は主題の有無に対応するものではないため、情報リソース発話時において (3a) の情報内容を伝達文、(3b) の情報内容を認識文とする解釈に、先に述べた現象描写文のような有題文か無題文かという問題は生じない。また、(6) に示した「近接未来の徴候を表す文」が非文法的であることについても、発見という新たな認識 (判断) を含む認識文であるから、という説明が可能となる。

この「によれば文」が情報リソースによる判断を含むことができない」という点は、永井 (1998) が指摘した現象以外でも観察される。たとえば、田中 (2018) は、「によれば文」が「だろう」や「と思う」といった情報リソースによる判断を含む文を再現できないということを指摘している。

(7) 奥津 (1978) によれば、「ダ」の有無によって男性体と女性体のちがいが生ずる、とするのが妥当な解釈 {だ / *だろう / *だと思う}。

(田中2018:4改)

また、「情報リソースによる判断」からは少し離れるが、情報リソースを提示する「によれば文」と隣接する用法でも判断の有無が問題となる場合がある。

(8) かかるシステムは矢作 (1993) によると、ノードとリンクで構成されたネットワークになる。 (PB33_00056)

(9) 松本 (1977) によれば、熱帯多雨林におけるシロアリの食性は以下に分けられる: <以下、略> (LBf4_00012)

主節述語が「なる」または可能表現である (8) (9) は、情報リソースを提示する「によれば文」とも、「によれば」が「推量判断の根拠」を示している文、つまり、「先行研究に依拠して考えた場合、…のようになると判断される」と

いった意味を表す文とも解釈可能である^[註8]。このような両義的な文から「推量判断の根拠」の解釈を排除するためには「という」が必要となるが、これは「なる」が表す変化や、可能表現が表す動作実現の可否が「によれば文」を産出する書き手／話し手による判断」を含み得るためであると考えられる。

ここまでで見てきた現象は、「によれば文」を産出する書き手／話し手が誰であるか、その書き手／話し手が情報内容をどのように捉えているか、を問わずに生じるものである。よって、これらは「によれば文」が文として持つ意味論的な制約の現れであると考えられる。では、「によれば文」はなぜこのような意味論的な制約を持つのか。これについては引用構文(引用助詞「と」を伴う文)と比較するとわかりやすい。引用構文は次に示す例からも明らかなように、情報リソースの判断を再現することができる。

- (10) 遺体を解剖した監察医は、犯人は左手で被害者を刺したと断言した。(cf. (3b))
- (11) 警察庁は、道交法の改正で交通事故が1割減少するとした。(cf. (4a))
- (12) 駅員は、(あっ,) 荷物が落ちると言った。(cf. (6))
- (13) 奥津(1978)は、「ダ」の有無によって男性体と女性体のちがいが生ずる、とするのが妥当な解釈 {だ/だろう/だと思ふ} と述べている。(cf. (7))

「によれば文」は、引用構文とは異なり、主体の持っている知識・情報を情報リソースと共に示すだけの文である。そのため、主節が情報リソースの判断を含む認識文として解釈される場合には、それを再現することができず非文法的になると考えられる。また、「という」の生起は、「によれば文」の主節が認識文と解釈される場合に義務的になるが、これは、認識文という主節の解釈を、伝達文と同じく判断を伴わない伝聞の文に変える必要が生じるためである。

他方、永井(1998)による指摘の、③情報リソースに情報内容を確言する資格がないと捉えられる場合には「という」の使用が義務的になること(= (5)の対)、④報道文において政府の公的な発表や裁判中の発言内容を伝える場合には「という」が使用されにくいこと、の2点は、「によれば文」を産出する書き手／話し手によって文の許容度が変化する類のものである。たとえば、永

井(1998)が情報リソースに情報内容を確言する資格がないために非文法的になるとした(5a)「*首相宅の家政婦によると、現首相の統投が決定した。」は、仮に「家政婦」が現首相の育ての親のような存在であり、そのことを知る人物がこれを発したとすれば文の許容度が低くなることはない。また、永井(1998)が「という」が現れないことが多いとする政府の公的な発表や裁判中の発言内容でも、文章の書き手が情報内容に疑義を持った人物の場合には「という」を付した方が意図に合った表現となる。つまり、情報リソースによってもたらされた情報内容をどう捉えるか(確信度)が関わるこれらの制約は、書き手／話し手が誰なのかによって変化する語用論的な制約なのである。

ここで注意が必要なのは、永井(1998)が示した(5b)からも明らかなように、「という」は確信度が低くない場合にも付することができるという点である。これは、寺村(1984:256)が「伝聞」を「ある事態について、自分は直接知らないが、他からこう伝え聞いたということを相手に伝える言いかた」と規定したように、伝聞を表す文末表現は「自分は直接知らないが」といった意味を含意するが、その主たる機能は情報内容を「他から伝え聞いた」ものとして示すことにあるため、と考えることができる。

以上、本節では「によれば文」の文レベルの記述を行った。本節における主張をまとめると以下のようになる。

- ・「によれば文」には、「主節で示された情報内容が、情報リソースが発した認識文として解釈される場合には非文法的になる」という意味論的な制約があり、制約に抵触する場合は伝聞を表す「という」を付して主節の解釈を伝達文に変える必要がある。また、「によれば文」に付された「という」は、情報内容に対して「自分は直接知らないが」といった意味を添える。

表1 「によれば文」に対する「という」の付加に関わる条件^[註9]

	「によれば文」の解釈		制約のかかり方		「という」の付加
	主節の解釈	確信度	意味論的な制約	語用論的な制約	
1	伝達文	高	×	×	任意
2	伝達文	低	×	○	必須
3	認識文	高	○	×	必須
4	認識文	低	○	○	必須

4 「によれば文」のテキストレベルの分析

3節で示した、伝聞を表す「という」によって「によれば文」に添えられる「自分は直接知らないが」という意味は、情報内容に対する書き手／話し手の立場の表明という形で、文章における論の進め方に影響を与える可能性がある。本節ではこのような観点に立ち、「によれば文」に関するテキストレベルの分析を行っていく。

4.1 データについて

情報内容に対する書き手／話し手の立場の表明は、他から得た情報を事実として伝えようとする報道文のような文章よりも、他から得た情報に対する自分の立場を示しながら論を展開させていく論文のような文章に顕著に表れることが予想される。そこで本稿では、学術論文を「によれば文」に関するテキストレベルの分析のデータとすることとした。データとする学術論文については、専門性の高い文章における論の展開を正確に読み取る必要があると考えたため、本稿筆者の専門（関連）領域である日本語学・日本語教育学の学術論文（特集論文、研究ノート、調査報告、書評論文などを除く一般論文のみ）を対象に選定を行った。表2に調査対象とした学術誌とその巻号、調査論文数などを示す^[注10]。

表2 調査対象とした学術誌および学術論文数

No	学術誌名	発行組織名	調査対象年	巻号（冊数）	調査論文数
1	日本語の研究	日本語学会	2005～2018	1-1～14-4（56冊）	162編
2	日本語文法	日本語文法学会	2012～2018	12-1～18-2（14冊）	67編
3	表現研究	表現学会	2010～2018	91～107（17冊）	59編
4	日本語教育	日本語教育学会	2009～2017	141～167（27冊）	62編
5	小出記念日本語教育研究会論文集	小出記念日本語教育研究会	2000～2017	8～25（18冊）	61編
合計				132冊	411編

用例の採取は、要旨・注を除く本文すべてを対象に、文字列検索が使用でき

るものはそれを用いて、そうでないものは目視で行った。また、「によれば」には従属節だけにかかる場合や、文を越えて作用する場合があるが、本稿では、これらの例は一律に除外し、生じた文の文末までを「によれば」が修飾していると判断されるもののみをカウントした。集計結果を表3に示す。なお、量的なバランスを考慮し、文末表現ありには「という」のみならず、「その文で述べられている内容が他からの間接的な言語的情報に拠ることを明示する文末形式」（藤田2003:23）と考えられる形式を広く含めている^[注11]。

表3 文末表現別用例数

表現形式		頻度	
文末表現なし		126	
文末表現あり	という	53	83
	とされ（てい）る	21	
	ということである	5	
	とのことである	4	
合計		209	

4.2 日本語学・日本語教育学学術論文における「によれば文」の使用傾向

本節では、表3に示した209例について、「引用」の目的に基づく論の展開という観点から分析を行っていく。

論文・レポートの書き方に関する解説書である石黒（2012）は、先行研究の知見を「引用」する目的として次の4つを挙げる。

- (14)a. オリジナリティを高める：他者の主張から研究史を編み、そこで明らかになっていない部分を明確にすることで、自説のオリジナリティを高める。
- b. 自説の根拠にする：他者の事実や主張を根拠にして自己の主張を示すことで、自説の確かさを担保する。
- c. 自説の応援団にする：他者の主張を引き合いに出して、それを自己の主張に援用することで、自己の主張を補強する。

- d. 自説の仮想敵にする：他者の主張を引き合いに出して、その問題点を指摘することで、自己の主張を補強する。(石黒2012:197)

(14) は、自身の主張をサポートするために既存の知見を「引用」するもの(= (14b) (14c))と、他者の主張の不足や問題点を指摘するために既存の知見を「引用」するもの(= (14a) (14d))に分けられる。本稿では前者を【援用】、後者を【批判】と呼び、「引用」の目的に基づく論の展開と捉える。

集計においては、「によれば文」で示された情報内容に対する不足や問題点の指摘があると判断した場合を【批判】、それ以外を【援用】とした。不足や問題点の指摘の有無については接続表現なども参考にしたが、最終的には前後の文脈から判断した。(15) (16) に【批判】の例を、(17) (18) に【援用】の例を示す。なお、(15) (16) の波線部は不足や問題点の指摘と捉えた箇所である。

- (15) 杉岡(2002)によれば、付加詞複合語は「固ゆで」のような、前項が動詞のもたらす結果状態を修飾する複合語を除き、(動詞)述語の用法が中心的である。しかし、上の例を見る限りでは、複合語の用法は前項と後項の関係(内部構造)とは必ずしも関係がないことから、本節では複合語の内部構造を考えずに、〈以下、略〉(葉2012:151)

- (16) 石井(2000)によると、頻度2の語は次のようなケースにおいてよく用いられるという。〈中略〉しかしながら、これら個別の特徴から窺える文章構造については、頻度1の分析と同様には論じられていない。(鯨井2013:74)

- (17) ネウストプニー(1995)によれば、「接触場面」になるためには、その場面のコミュニケーションに母語場面にはない独特の特徴が必要である。接触場面とは、予め(便宜上)母語話者(以下、NS)と非母語話者(以下、NNS)を区別し、両者間のコミュニケーションの特徴を抽出する概念だと言えるだろう。(福田2008:42)

- (18) 条件表現の全国分布を概観した三井(2010)によれば、東北北部などにも契機関係専用の形式があるという。標準語でも、契機関係を表

せることが、他の「形式」とは異なる、スルト・シタラの特徴となっていることから(前田2009,2010)、この対立が日本語の「条件」を表す形式の使い分けの重要な基準であることが改めて示唆される。

(齊藤2015:147)

以上の判断基準に基づいて集計した結果を表4に示す。

表4 「によれば文」における文末表現の有無と論の展開

	なし	あり	合計
【援用】	113 (106.1)	63 (69.8)	176
【批判】	13 (19.8)	20 (13.1)	33
合計	126	83	209

※()内は期待度数

表4について χ^2 検定を行ったところ、1%水準で有意差が認められた($\chi^2=7.14$, $df=1$, $p=.007$)。しかし、これだけをもって「によれば文」の文末表現の有無と2つの論理展開の間に関連があると判断することはできない。「によれば/によると」という形式の違いが、文末表現の有無、論の展開と関連している可能性が残されているためである。そこで、形式の違いと文末表現の有無、2つの論理展開についても集計を行った。結果を表5、表6に示す。

表5 形式の違いと文末表現の有無

	なし	あり	合計
によれば	61 (64.5)	46 (42.4)	107
によると	65 (61.4)	37 (40.5)	102
合計	126	83	209

※()内は期待度数

表6 形式の違いと論の展開

	【援用】	【批判】	合計
によれば	92 (90.1)	15 (16.8)	107
によると	84 (85.8)	18 (16.1)	102
合計	176	33	209

※()内は期待度数

表5、表6について χ^2 検定を行ったところ、「によれば/によると」の区別に関しては、文末表現の有無との間にも、2つの論理展開の間にも有意差は認められなかった(表5: $\chi^2=0.98$, $df=1$, $p=.32$, ns)(表6: $\chi^2=0.51$, $df=1$, $p=.47$, ns)。

以上の結果は、伝聞を表す文末表現が含意する「自分は直接知らないが」という意味は、情報内容に対する批判的な立場の表明に結び付くことがあるため、文末表現ありの「によれば文」は、文末表現なしの「によれば文」に比べて先行研究を批判的に捉える文脈で用いられやすい、ということを表すものとして解釈することができる。

5 JAW教育に対する示唆——まとめにかえて

本稿では、情報リソースを提示する「によれば文」について、文レベル・テキストレベルから考察を行い、以下の2点を主張した。

- I) 「によれば文」には、「主節で示される情報内容が情報リソースの発した認識文と解釈される場合には「という」などの文末表現が必要になる」という意味論的な制約と、「情報内容に対する確信度が低い場合には「という」などの文末表現が必要になる」という語用論的な制約があり、これらに抵触する場合は伝聞を表す「という」などの文末表現を付す必要がある。
- II) 伝聞を表す文末表現の含意する「自分は直接知らないが」という意味は、情報内容に対する批判的な立場の表明に結び付くことがあるため、文末表現ありの「によれば文」は、文末表現なしの「によれば文」に比べて先行研究を批判的に捉える文脈で用いられやすい。

後者については限られた専門領域の学術論文を対象とした調査に基づく主張であるため課題も多く残るが、以下に本稿の考察結果から得られるJAW教育上の示唆について記しておく。

Iは「によれば文」の意味論的・語用論的制約が関わる誤用は伝聞を表す「という」などの文末表現を付すことで避けられるということの意味している。しかし、ここで問題となるのが、田中(2017)が指摘する(19)のような、「と」を含む文末表現を引用動詞と誤解することで生じる「ねじれ文」の存在である。

(19) *〔先行研究〕によると、〈中略〉多様化しつつある学習動機や学習スタイルなどに対応できるような、内容と能力を重視した新しい日本語教材が求められていると述べている。

(中国人日本語学習者_博士論文草稿; 田中2017: 100改)

「によれば」は「述べている」のような本動詞の主語にはなれないため、(19)は「〔先行研究〕によると… {〇/という}」もしくは「〔先行研究〕は…と述べている」の形に修正する必要がある。このような例は、本稿における調査でも13例(「によれば文」全222例(209例+13例)の5.8%)確認された。このうち、11例が母語話者によるものであったため、この種の混用は論文を執筆する母語話者でも起こし得る(もしくは、見落としてしまう)ものとして位置付けられるが、学習者による(19)のような誤用を防ぐためには、JAW教育においても、文法教育と関連させながら、「という」と「+本動詞」の違いを意識できるような指導を行っていく必要があるだろう。

また、IIにおける「批判的な立場の表明」という点は、伝聞を表す文末表現に起因するものである。よって、このような意味は、同じく「引用」に用いられる引用構文や文末表現なしの「によれば文」にはない、文末表現ありの「によれば文」だけが表すことのできる意味であると言える。「という」などの文末表現の付加は「引用」の範囲の明確化にもつながるため、文末表現ありの「によれば文」については、引用構文や文末表現なしの「によれば文」と併記するだけでなく、「引用」の目的(= (14))や注意点(=範囲の明確化)、「引用文」を中心に構成される論の展開(=【援用】【批判】)と関連させながら、積極的に取り上げていくことが望まれる。

以上、文法的な分析に基づくささやかな提言ではあるが、本稿で示した点がJAW教育に少しでも貢献することがあれば幸甚である。 (文部科学省)

付記

本稿は、科研費(20H00815, 21H03973)による助成を受けた研究成果の一部です。

注

- [注1] …… 本稿では、「によれば」と「によると」を同じものとして扱い、特に区別の必要がない場合は「によれば(文)」で代表させる。
- [注2] …… 本稿で示す用例への強調は引用者によるものである。また、『現代日本語書き言葉均衡コーパス(中納言2.4.5データバージョン2020.02)』から得た用例については、漢数字を算用数字に置換し、出典としてサンプルIDを示している。
- [注3] …… 文法的な概念としての引用と日常的な意味での「引用」は、明確に区別される必要があると考えるため、本稿では後者を括弧書きにして区別している。
- [注4] …… 「によると」が生じた文における文末表現の有無に着目した研究に渡邊(2018)がある。渡邊(2018)は、当該文における文末表現の有無は「S(本稿でいう「情報内容」:引用者注)の事実性や引用元の見解に対する引用者の共感度、信頼度」や「引用者がSを引用する目的は何か」に左右される(p.41)と述べているが、それを検証できる根拠は示されておらず、反証が不可能である。よって、本稿では、ここで触れるに留める。
- [注5] …… 先行研究から引用している用例については、当該文献で示されている文をそのまま引用しているが、紙幅の都合で、適宜、示し方を変更している。
- [注6] …… 永井(1998)には、(3b)の「という」がない文を「*」としている箇所と「?」としている箇所が見られるが、他の非文法的な文の判定はすべて「*」となっているため、ここでは「*」としている。
- [注7] …… (6)は「という」を付しても非文になるが、これは「という」が表す伝聞が発見という瞬間的な判断とは馴染まないためだと考えられる。このような捉え方は、同じく判断を必要とする未来の事態ではあるが瞬間的とは考えにくい(4a)が「という」を付すことで文法的になることから支持される。また、「によれば」は「(し) そうだ」といった伝聞以外の認知的モダリティとも共起し得るが、この場合は情報リソースを提示する文ではなく、「推量判断の根拠」を示す文(8)(9参照)として解釈される。
- [注8] …… 「によれば」が「推量判断の根拠」を示すと解釈できる場合は、主節末に「だろう」「と思う」といった判断を表す表現を付しても非文法的にはならない。実際、(7)で非文法的とされた文もこの解釈であれば文法的な文になる。
- [注9] …… 表1における1のパターン(意味論的な制約も語用論的な制約もかからない)には(3a)(4b)(5b)が、2のパターン(語用論的な制約だけがかかる)には(5a)が、3のパターン(意味論的な制約だけがかかる)には(3b)(4a)(6)がそれぞれ対応し、4のパターン(意味論的な制約も語用論的な制約もかかる)は原理的には存在し得るが、用例としての産出はほぼないものと考えられる。
- [注10] …… 対象には非母語話者が執筆したものも含まれるが、ネイティブチェック、査読、校正を経ていると考え、区別することはしていない。
- [注11] …… 「という」以外の文末表現でも、3節で見た文レベルの現象は生じるため、

文末表現を一括に扱うことによる問題は、本稿の分析の範囲内では、生じないと考えられる。また、本調査では「そうだ」「らしい」の用例は得られなかったが、これは「そうだ」「らしい」が他の形式と比べて話しことば的であることに起因するものと思われる。

参考文献

- 石黒圭(2012)『この1冊できちんと書ける!論文・レポートの基本』日本実業出版社
- 大木一夫(2017)『文論序説』ひつじ書房
- 田中佑(2017)「「によると」/「によれば」による『引用』『文藝言語研究』72, pp.99-119. 筑波大学大学院人文社会科学研究所文芸・言語専攻
- 田中佑(2018)「形式・機能に基づく引用表現の分類と体系」『表現研究』107, pp.1-10. 表現学会
- 田野村忠温(1990)「文における判断をめぐる」崎山理・佐藤昭裕(編)『アジアの諸言語と一般言語学』pp.785-795. 三省堂
- 寺村秀夫(1984)『日本語のシンタクスと意味II』くろしお出版
- 永井麻生子(1998)「伝聞の文末表現の使用に関する一考察—報道文における「という。」の使用/不使用について」『神戸市外国語大学研究科論集』1, pp.19-32. 神戸市外国語大学大学院
- 仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 藤田保幸(2003)「伝聞研究のこれまでとこれから」『言語』32(7), pp.22-28. 大修館書店
- 渡邊ゆかり(2018)「名詞-によると」から始まる引用表現の文末形式—情報提示の間接性に着目して」『広島女学院大学大学院言語文化論叢』21, pp.25-42. 広島女学院大学大学院言語文化研究科

参考資料

『現代日本語書き言葉均衡コーパス(中納言2.4.5データバージョン2020.02)』国立国語研究所

用例出典(用例番号順)

- [用例15] 葉秉杰(2012)「用法基盤モデルによる「X」動詞連用形」複合語の生産性に関する考察—付加詞複合語と解釈されるものを例に」『日本語文法』12(2), pp.145-161. 日本語文法学会 / [用例16] 鯨井綾希(2013)「同一語のくり返しが集中する文章構造の特徴—BCCWJ特定目的サブコーパスの「教科書」を例として」『日本語文法』13(2), pp.71-87. 日本語文法学会 / [用例17] 福田泉(2008)「地域の日本語教室に含まれる対話の機会—「母語話者と非母語話者の接触場面」という安全な枠組みの再考」『小出記念日本語教育研究会論文集』16, pp.41-54. 小出記念日本語教育研究会 / [用例18] 齊藤美穂(2015)「奄美大島瀬戸内方言のシャット形式の意味と用法—条件表現体系への位置づけの試み」『日本語文法』15(2), pp.133-149. 日本語文法学会

